

第2回国立市人権・平和のまちづくり審議会  
書面回答書

国立市人権・平和のまちづくり審議会  
会長 炭谷 茂 様

第2回国立市人権・平和のまちづくり審議会の議題について、以下のとおり回答いたします。

<p><b>【議題1】基本方針で取り上げる人権課題について</b>          国立市が重点的に取り組むべき人権課題はどのような分野と考えますか。意見とその理由をご記入ください。          *資料2-2（骨子案）の該当箇所…「4. 分野別人権課題と施策の推進」</p>	
大島委員	<p>私の意見としては人権課題の分野を特定に絞ることには疑問が残ります。なぜなら根は同じではないかと考えるからです。つまり過去の人権も含めて日本社会の差別事象は社会からの「隔離」や「排除」が根にあると考えるからです。これからの時代は、「隔離」や「排除」の論理ではなく社会全体で処遇していく、あるいはソーシャル・インクルージョンと言って良いと思いますが、この意識を市民ひとり一人にどのように形成していくかが市としての施策ではないでしょうか。この辺を市民や行政の義務として負うことを通してあたらしい意識形成ができるのではないのでしょうか。</p>
押田委員	<p>ここに掲げられた人権課題はどれも重要です。ただ、女性、性的少数者、子ども、被差別部落出身者、しょうがいしゃ、外国にルーツのある人、はより重点的に取り組むべきだと思います。現在の社会的状況の中で、差別や被害が深刻にあるからです。なかでも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の貧困の拡大</li> <li>・子どもの教育と生活の保障（特にコロナ禍において）</li> <li>・ハンセン病回復者や家族への差別ならびに新型コロナ感染者や家族への差別</li> <li>・性的少数者への差別と同性パートナーシップ制度</li> <li>・「全国部落調査・復刻版」などの部落差別</li> <li>・ヘイトクライム・ヘイトスピーチによる外国人差別</li> <li>・インターネットによる差別拡大とモニタリング対策</li> <li>・災害時避難所運営等へのしょうがいしゃの参加</li> <li>・コロナ禍における職場での不当解雇や差別</li> </ul> <p>などが喫緊の課題となっています。</p>
神田委員	<p>「条例」の制度趣旨からすると、地域の実情（多く発生している問題）に合わせて選択すべきと考える。</p> <p>もちろん、すべての人権課題について、国の施策より広くケアすることも重要と考えるが、リソースの問題があるため程度問題は生じると思われる。</p>

## 議事録

高松委員	<p>・骨子案4で示された分野の全てが重要だと考えますが、「多様性を認め合う平和なまちづくり」となっていますので、「誰」に該当する部分（SOGI、女性、子ども・若者・高齢者・しょうがいしゃ・被差別部落出身者・外国にルーツのある人）に関する課題はとても重要だと思います。</p> <p>・骨子案4の11)に「働く場」について言及がありますが、学校などの「学ぶ場」はどこに含まれるのでしょうか？</p> <p>・骨子案4の12)「様々な人権侵害」ですが、「分野別人権課題」というカテゴリーにあっていない印象を受けます。</p>
藤沢委員	<p>女性、子ども・若者、高齢者、しょうがいしゃ、部落差別、外国人、性的指向・性自認、犯罪被害者やその家族、災害に伴う人権侵害、はよい。インターネット、ハラスメントは別の特記事項にした方が良さそうです。加えて、アイヌ、ハンセン氏病患者（元）患者などは項目として立てられてしかるべきと思います。</p>
古川委員	<p>意見：子ども、認知症高齢者、しょうがいしゃ 理由：自分の人権を自分で救済することが困難であるから。 もともと、他の人権についても取り組むべきであるから、少なくとも対応する部署、相談窓口を決めておく必要がある。</p>
三井委員	<p>全部。 わたしはしょうがいの当事者です。 長年人権を守るために戦って参りました。 しょうがいしゃには私たちが作った、しょうがいしゃ計画、地域福祉計画。そして誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例があります。それらをここに反映し、足りない部分はこの計画の中に付け加えていきたいと考えております。</p>
呂委員	<p>国立市の実態（人権侵害の状況、人権課題の推進状況、市民の皆さんの人権意識などなど）についてある程度把握があれば、その実態に基づき国立市が重点的に取り組むべき課題について意見を述べられますが、実態に関してほとんど存じあげないので根拠の弱い意見になってしまうことをお許しください。</p> <p>意見：資料2-3の表にあるすべての分野が大切であります、特に子ども・若者に関する人権課題が重点的に取り組まれるべきだと考えます。</p> <p>また、12の分野中、まだ関連計画が策定されていない「感染症、疾病にかかる差別」、「被差別部落出身者」、「外国にルーツのある人」などについても議論を深め早急に関連計画が策定されるべきだと考えます。</p>

<p>渡邊委員</p>	<p>4 (3) 高齢者          国立市で差別が顕著に表れている事例について実態を認識できておりません。顕著な差別事例があれば当然そこに重点を置くべきですが、もしそうでなければ、日本全体にとって今後の課題であり、国立市のすべての住民にとっても避けては通れない高齢者問題が、最も重点的にかかわるべき課題のように感じております。</p>
<p>【議題2】人権救済について  <u>国立市では</u>どのような差別や人権侵害がある、または想定されると考えますか。また、市としてどんな対策や救済措置を進めていく必要があると思いますか。意見とその理由をご記入ください。          * 資料2-2 (骨子案) の該当箇所…「3. 人権・平和施策の方向性」の(2)</p>	
<p>大島委員</p>	<p>差別や侵害に対しての救済の必要性は言葉としては理解できますが、少し性急過ぎないでしょうか。権利には義務が伴います。市民として行政としての義務とはなんでしょう。義務を負わずしていきなり救済を議論するとハレーションが起こりませんか。市民としての義務、行政としての義務この辺を議論する必要があるのではないのでしょうか。差別と救済はセットのように思えますが、実は間に具体的な市民や行政としての行動、取組と行ってもいいでしょう。これが挟まれていると思います。差別があった即救済では白か黒か善か悪かを決めてしまいます。人権は人類永遠のテーマなので救済措置があれば解決という単純なものでは解決にならないと思います。</p>

<p>押田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しょうがいしゃへの差別的見方や合理的配慮の不十分さがある。⇒しょうがいしゃの意見を最大限取り入れた施策と市民への周知が必要。</li> <li>・外国人とりわけ在日コリアンへの差別はむしろ拡大されている。外国にルーツを持つ人々の当然の権利である民族教育を排除する政策を国が取っている。ヘイトスピーチの攻撃も止まない。⇒「多文化共生教育の推進と文化的多様性を認め合うための啓発」に留まらず、民族教育への支援やヘイトスピーチ対応、インターネット差別へのモニタリングが必要。</li> <li>・身元調査や戸籍不当取得、「全国部落調査・復刻版」差別など被差別部落出身者への差別は後を絶たない。⇒戸籍不当取得防止のための本人通知制度とともに差別身元調査規制を検討する。モニタリングを始め、公然とした差別攻撃への毅然とした姿勢を強める。</li> <li>・性的少数者への無理解と偏見・差別は止まない。⇒ジェンダ一条例への理解を市民に周知し、学校、事業所、社会団体等への啓発を強める必要がある。</li> <li>・ハンセン病回復者と家族や新型コロナ感染症患者と家族などに対する偏見・差別は止まない。⇒市民講演会などを含め、正しい理解と支援を広める必要がある。</li> <li>・女性の貧困や非正規労働者の不当解雇など社会的弱者に社会矛盾のしわ寄せが押し寄せている。⇒女性問題、労働問題への相談体制を強化し、福祉とも一体となった支援体制を組む必要がある。</li> <li>・この間のコロナ禍で見られたように、子どもの教育権や生存権が脅かされる事態がこれからも予想される。⇒どんな事態でも子どもたちが守られる体制を作る必要があり、その対応を市や教育委員会に求めている。</li> </ul>
<p>神田委員</p>	<p>一橋大学での人権侵害が報道されているところ、人権感覚が十分でない若者による人権侵害は今後も想定されると思う。そうすると、大学生だけでなく、より若い世代をも対象とした、啓蒙、教育活動により中・長期的な計画のもと人権救済を目指すとともに、現に生じている人権侵害については、(木村花さんの問題もあったように)一人で悩まないよう、即時的に相談・解消しやすい環境の構築(たとえば、オンライン相談窓口など)が必要と考える。相談窓口に来るように言うのでは、手遅れになる可能性がある。</p>
<p>高松委員</p>	<p>国立市に限定したことはありませんが、女性、性自認・性的指向に関する差別が想定されると思います。また、支援体制を構築しても、その支援体制の中で起きる問題もあるので(例えば相談窓口における二次被害などの事例など)、支援体制を支える体制についても検討が必要なのではないでしょうか？</p>
<p>藤沢委員</p>	<p>(2) 相談/人権救済 …相談窓口、相談機関(第三者)の設置など 差別宣伝(人権侵害・ヘイトスピーチなど)に対する措置 →悪質なものに対しては、一定の対処をすることを明示しておくことが必要と思います。</p>

古川委員	<p>意見：子ども、認知症高齢者、しょうがいしゃに対する虐待が想定される。          被害者へのサポートだけでなく、加害者へのサポートも考えるべき。</p> <p>理由：加害者が精神的、経済的に追い詰められて虐待行為に及んでいる場合が多く、          加害者が抱える課題の解決なしには虐待は防げないから。</p>
三井委員	<p>私は45年間この国立市に住んでおりますが、至る所で、無理解による差別や排除があります。その1つがお風呂問題です。</p> <p>コロナの自粛中入れるお風呂がなくなりました。そこで地元の銭湯に行くとあまりに無理解で排除しようとしてきました。これはしょうがいしゃと健常者が一緒に同じ学校に行けなかったことが理由の1つにあります。互いに関わることができなかつた事による無理解、無関心が差別を引き起こしているのです。</p> <p>そこで生まれてから死ぬまで共に学び遊び共に暮らせる国立市になる様に、ソーシャル・インクルージョンの徹底をしていかななくては差別はなくなれないと思います。</p> <p>国立市のどんなお店にもどんなしょうがいを持っていても入れる様に国立市で徹底してほしいです。</p> <p>例) 国立市の駅舎問題</p> <p>あの駅舎はいわゆる国立市の玄関みたいに君臨しています。          その駅舎は車椅子が通り抜けができないのです。          これは差別の象徴になってしまいます。          (名古屋城のエレベーター問題と同じです。)</p> <p>教育大綱の中でフルインクルーシブ教育を宣言した国立市。          誰でも地域の学校にということの実現の徹底をしてほしいです。</p>
呂委員	<p>国立市でどのような差別や人権侵害があるか、または想定されるかについては、私の問題意識が低いせいで、これといって答えられることがありません。申し訳ございません。</p> <p>対策、救済措置につきましては、資料2-2の「3. 人権・平和施策の方向性」(1)にあるように人権教育・啓発が一番大切だと思います。</p> <p>国立市に住む「すべての人」の人権が尊重されるべきだということについて、教育・啓発を通して市民の意識を高めていく必要があると思います。</p> <p>あらゆる種類の差別についても、当事者の話を聞くなど、しっかりと学ぶ機会を提供することが大切だと思います。</p> <p>相談窓口の強化、人権侵害、差別被害への対策と加害に対する措置の検討も重要だと思います。</p>

渡邊委員	<p>4（3）性的志向、性自認にかかる差別、（4）インターネット上の誹謗中傷が気になります。対策としては、3（2）で挙げられている人権救済・相談支援体制の構築はいずれも有効だと思いますが、さしあたり相談支援が優先事項だと思います。</p>
<p><b>【議題3】骨子案の枠組みについて</b>          骨子案の章立てや項目立てなどの<b>枠組み</b>に関して、ご意見があればご記入ください。          * 資料2-2（骨子案）の該当箇所…全体          * 各項目の具体的な内容は、素案の検討時に審議します。</p>	
大島委員	<p>頂いた資料を拝読すると課題を積み上げて方向性を導こうとしているように読み取れます。今回は条例で大きな方向性は決定しているので、積み上げ型の逆のパターンをとったらどうでしょうか。具体的には条例の目指す方向性から市民や行政が担う義務を導き出し、その際に課題となるものは何かと考えたらどうでしょうか。その際我々の意見聴取も大事でしょうが、大人はそれぞれ生きてきた環境により考え方や意見に色があるものです。しかし、子供にはまだそれが少ない。未来を生きる子供の人権課題を聴取すれば新しい方向性が見えるのではないのでしょうか。それに大人も子供の意見を蔑ろにはできないでしょう。</p>
押田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とりあえず今の段階ではこの項目建ては了承します。議論が深まる段階で変更を求めることはあり得ると思います。1点だけ追加をお願いしたいと思います。</li> <li>・6. 推進体制 の中に、行政、審議会とともに「(仮)市民意見の反映」といった項目を入れて下さい。「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を広く市民に周知し、理解を深め、差別や人権侵害のないまちにするためには、施策の点検を含めて市民がチェックすることが重要です。「絵に描いた餅」にせず、活用される条例になるよう市民を巻き込む活動が必要です。</li> </ul>
神田委員	<p>6. 推進体制、を方針策定のための体制と、個別のケースで活動するための体制にわけ、個別ケースで、すぐにでも動けるようにするとよいのではないかと思う。</p>
高松委員	<p>3と5について、このように振り分ける必要性も理解できる一方で、5にも平和施策の方向性について記載があるので、この項目立てでは若干混乱します。</p>

議事録

藤沢委員	<p>「2. 基本理念」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とともに進める</li> <li>・被差別者の主体性を尊重する、の2点を盛り込む。</li> </ul> <p>「行政における推進体制」について</p> <p>とても大事な項目ですが、どうしたいのかが見えません。いずれにせよ、市・市役所全体で推進していくことを明記するのが良いかと考えます。</p> <p>「審議会」について</p> <p>基本方針策定後、どのような協議会、審議会を置くのか。現在の審議会とは当然違うと思います。その辺りをどうするのが良いのかを考えたいと思います。</p>
古川委員	意見：特になし
三井委員	<p>計画を立てる時、生まれる前から死んだ後も誰も排除されることなく暮らせる様に考えてこの基本方針を作ると決めてほしいです。</p> <p>意見) しょうがいしゃは計画が出来ているので、ない物に関しては当事者中心にワーキングを開き、この機会にこの基本方針の中身を全て充実させたものにして行く必要があります。(ワーキング：この基本方針作りは時間がなさすぎるので、ワーキングをしなければできないと思います。)</p>
呂委員	<p>枠組みに関する意見は特にありません。</p> <p>4つの目標がとてもいいと思いました。</p>
渡邊委員	とくにありません。

以上